

公益財団法人名古屋産業振興公社 ウェブサイトバナー広告募集要項

(令和6年3月1日)

公益財団法人名古屋産業振興公社広告掲載要綱第4条に基づき、公益財団法人名古屋産業振興公社のウェブサイトに掲載するバナー広告の広告主を、下記のとおり、募集します。

1. 広告掲載を行う広告媒体の種類

公益財団法人名古屋産業振興公社のウェブサイトに掲載するバナー広告

2. 広告の規格、掲載位置、掲載期間等

規格	サイズ	縦65ピクセル × 横185ピクセル
	枠数	最大で5枠
	ファイル形式	各種画像ファイル ※画像は、広告主の責任及び負担で作成してください。
掲載位置	公益財団法人名古屋産業振興公社ウェブサイトのトップページ https://www.nipc.or.jp/ (なお、掲載枠の位置の指定はできません。)	
掲載期間	6か月又は1年単位 (ただし、メンテナンス等により、ウェブサイトを一時的に閉鎖している期間も掲載期間に含まれます。)	
掲載開始日	広告掲載開始月の1日 (ただし、広告掲載開始日が土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に基づく休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日(以下「非営業日」という。)に当たる場合は、その日以後において、その日に最も近い非営業日でない日を掲載開始日とします。)	
掲載終了日	広告掲載期間の最終日 (ただし、広告掲載終了日が非営業日に当たる場合は、その日以後において、その日に最も近い非営業日でない日を掲載終了日とします。)	

3. 広告掲載料金

1枠あたりの広告掲載料金(税込)は、下記のとおりです。

	掲載期間	
	6か月	1年
一般	60,000 円	100,000 円
当公社の賛助員	40,000 円	70,000 円

4. 広告の募集対象

自らの広告を掲載しようとする事業者等を対象とします。

5. 広告の申込み手続

公益財団法人ウェブサイトバナー広告掲載申込書(様式第1号)に必要事項を記入のうえ、掲載希望月の前月の5日までに、下記11の申込み・問い合わせ先宛に、持参、郵送、FAXまたは電子メールで送付してください。

申込みにあたっては、下記の要綱等を必ずお読みください。

- ・公益財団法人名古屋産業振興公社広告掲載要綱
- ・公益財団法人名古屋産業振興公社ウェブサイトバナー取扱要領
- ・名古屋市公式ウェブサイト・バナー広告表現ガイドライン(名古屋市公式ウェブサイトに掲載)

申込み順に審査及びバナー広告掲載の決定を行い、空き枠が無くなり次第、募集を終了します。

6. 広告の選定方法

申込み受付後、公社にて、内容審査のうえ、広告掲載の可否を決定します。

募集枠数を超える申込みがあった場合は、次の順位により決定し、同順位のものの中では申込み掲載月数の多い者を優先します。

- (1) 当公社の賛助員
- (2) 国、政府関係機関、地方公共団体及びこれらに類するもの
- (3) 私企業のうち公共性の強いもの
- (4) その他(1)~(3)に該当しないもの

7. 広告掲載手続

広告掲載の可否決定後、公益財団法人名古屋産業振興公社ウェブサイトバナー広告掲載決定通知書(様式第2号)と併せて、広告掲載料の納付方法等、手続きについてお知らせしますので、指定の期日までに広告掲載料をお支払いください。

非掲載となった応募者に対しても、その旨を通知します。

広告掲載料は、6か月分又は1年分の一括払とします。(指定の期日までにお支払いされない場合は、広告掲載を取り消すことがありますので、ご注意ください。)

なお、いったん納付された広告掲載料は返還しません。

8. 掲載できない広告

次のいずれかに該当する広告は掲載することができません。

- (1) 公社ウェブサイトの品位を損なうおそれがあるもの

- (2) 公社の事業運営及び事業推進に支障をきたすおそれがあるもの
- (3) その他掲載する広告について、この要項、公益財団法人名古屋産業振興公社広告掲載要綱、公益財団法人名古屋産業振興公社ウェブサイトバナー広告取扱要領、名古屋市公式ウェブサイト・バナー広告表現ガイドラインの規定に抵触するもの

9. 掲載の取消し

次のいずれかに該当したときは、広告の掲載中であっても、その掲載を取り消すことがあります。

- (1) 申込書に虚偽の記載があったとき
- (2) 指定の期日までに広告掲載料を納付できなかったとき
- (3) 広告主に公社の信用を失墜し、業務を妨害し、若しくは事務を停滞させるような行為があったとき
- (4) 広告主に社会的信用を著しく損なうような不祥事があったとき
- (5) 広告主の倒産、破産等により広告を掲載する必要がなくなったとき
- (6) 広告主が公社の指名停止を受けたとき
- (7) 広告主から公益財団法人名古屋産業振興公社ウェブサイトバナー広告掲載解約申入書(様式第3号)により、掲載取り下げの申し出があったとき
- (8) 公益財団法人名古屋産業振興公社の業務上、やむを得ないとき

10. 広告主の責務

広告主は、広告の内容等掲載した広告に関する一切の責任を負うものとします。

第三者から広告に関して損害を被った旨の賠償請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとします。

11. 申込み・問い合わせ先

〒464-0856

名古屋市千種区吹上二丁目6番3号 中小企業振興会館5階

公益財団法人名古屋産業振興公社 総務部総務課

電話番号 052-735-2115

FAX番号 052-735-2106

電子メールアドレス info@nipc.or.jp